

奈良県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

令和六年六月二十五日

奈良県知事 山下 真

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日
	主たる事務所の所在地		所在地		
株式会社 オアシス	京都府木津川市相良台五丁目八―二―一 〇三	株式会社 訪問看護ステーション こころ生駒	生駒市西松ケ丘三番五七号 エルミタージュ 雅一〇F号 室	訪問看護及び介護 予防訪問看護	令和六年五月三十一日
株式会社 セリオ	浜松市中央区東三方町二五八―一	株式会社 セリオ奈良営業所	大和郡山市筒井町九三九―六	福祉用具貸与及び 介護予防福祉用具 貸与	令和六年五月三十一日